

国立大学法人琉球大学旅費支給取扱要領

平成18年10月1日
制 定

国立大学法人琉球大学旅費支給規程（以下「規程」という。）の解釈及び運用に当たっては、この要領によるものとする。

第3条関係 （旅費の支給）

第2項

1. 「学長が特に必要と認める者」は、次のとおりとする。
 - (1) 国立大学法人及び公立私立大学（外国の大学を含む。）の役員等（学長・副学長・理事・監事）、研究機関の長並びに都道府県若しくは市町村の長又はこれらの職にあった者
 - (2) 国家行政機関及び独立行政法人の職員で指定職の俸給を受ける者又は受けた者
 - (3) 文部科学省所管旅費規則第5条関係別表第三に掲げる指定職相当の職にある者
 - (4) 前各号に掲げる者以外の者については、必要に応じ学長がその都度定めるものとする。

第4条関係 （旅費の支給手続き）

第1項

1. 旅費の支給は、原則として精算によるものとする。
2. 旅費の支払日は、原則として毎月10日、20日又は月末日とする。
3. 旅費計算に必要な書類等は、別表1のとおりとし、当該出張申請書（写）に添付して提出する。

第2項

1. 仮払いは、外国出張の場合又は、長期出張（1週間以上）の場合とする。

第5条関係 （旅費の計算）

1. 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、原則として、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。
2. 外国旅行の場合、1日の旅行において、日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。
3. 旅費計算書等の様式は、次のとおりとする。
 - ・様式1 出張旅費（概算・精算）計算書
 - ・様式2 赴任旅費計算書
 - ・様式3 取消手数料等請求書

第6条関係（旅費の種類及び支給基準）

第3項

1. 沖縄本島内の旅行で、水路旅行の必要がある場合は、当該市町村までの車賃の定額に船賃を加算する。
例）久高島（南城市）、津堅島（うるま市）及び水納島（本部町）
2. 別に定める車賃の定額は、別表2のとおりとする。
3. 西表研究施設を起点とする西表島全域内の旅行の場合は、旅費の支給をしない。

第7条関係（旅費の調整）

1. 包括旅行運賃（いわゆるホテルパック料金）を利用した場合の旅費の支給は、次のとおりとする。
 - ・航空運賃往復割引額（但し、適用がない場合は往復額）及び宿泊料の定額の範囲内で、当該ホテルパック料金を支給する。
この場合、ホテルパック料金の領収書に、①料金内訳（航空運賃及び宿泊費以外の鉄道賃等が含まれていないか。）及び②宿泊日数を記載させるものとする。
2. 沖縄本島外において公用車等を利用した場合、又は車両を借上げた場合等の日当については、2分の1の支給額とする。
なお、旅行先において車両を借り上げた場合の経費については、国内外を問わず、物件費として別途支払うものとする。
3. 旅行期間中、土曜日、日曜日及び祝祭日等で、なおかつ、用務のない日（移動日を除く。）の日当については、2分の1の支給額とする。
4. 次の施設に宿泊する場合の宿泊料については、2分の1の支給額とする。
 - (1) 本学の附属宿泊施設等（亜熱帯フィールド科学教育研究センター与那フィールド（演習林）、熱帯生物圏研究センター瀬底研究施設及び西表研究施設、本学福利施設奥の山荘又は研究者交流施設50周年記念館、国際交流会館）に宿泊する場合
 - (2) 公用の宿泊施設（青少年交流の家等、宿泊料を徴収しない施設）を利用する場合
 - (3) 本学以外の他の機関の附属宿泊施設を利用する場合で、当該施設の宿泊料（食事代相当額を除くその他の経費）が宿泊料定額の2分の1を超えない場合
5. 旅行者が同一地域に長期に滞在する場合における日当、宿泊料は次のとおりとする。
 - (1) その地域に到着した日の翌日から起算して、
 - ①滞在日数が30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額をそれぞれの定額から減じた額を支給する。
 - ②滞在日数が60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額を支給する。
 - (2) 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。
6. 国内における長期研修（内地研究員に限る。）については、その研修に係る移動日を除き、研修期間中の旅費計算は、次の(1)(2)をもとに行う。
 - (1) 日帰りの場合（一日につき）・・・620円
 - (2) 宿泊する場合（一夜につき）
 - ①下宿（旅館業法第2条第5項に規定する下宿営業の用に供する施設）その他これ

に準ずる宿泊施設に宿泊する場合・・・3,260円

②旅館（旅館業法第2条第2項及び第3項に規定するホテル営業及び旅館営業の用に供する施設）に宿泊する場合・・・5,300円

7. 琉球大学組織規則第7条第1項第2号に定める職員が、文部科学省等他機関からの要請に応じ、学長が当該機関に研修を命じた場合の研修支援に係る経費支給の取扱い、学長が別に定めるものとする。
8. 旅行者が旅行中の業務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養（入院を除く。）した場合、当該療養中の日当及び宿泊料については、それぞれ定額の2分の1の支給額とする。
9. 本島内非常勤講師の旅費は、規程第6条第3項に規定する車賃の定額を支給する。支給方法等については、別に定める。
10. 当該旅行に支障がない程度で、かつ本人の同意のあることを条件として、旅費を減額することができる。
11. 旅行日程（国立大学法人琉球大学における職員の出張申請に関する取扱要項第3項(2)及び(3)に規定する用務の遂行に必要な旅行期間をいう。）に休日（旅行日程に含まれる土日祝祭日を除く国立大学法人琉球大学職員就業規則第35条第4項に規定する休日をいい、年次有給休暇及び特別休暇を含まない。以下同じ。）が隣接し、当該休日の利用による用務地への出発又は用務地からの帰任を当該旅行者が出張申請書に記入の上予め申し出たときは、当該出発又は帰任に係る交通費を支給することができる。ただし、次に掲げる場合はこれを認めない。
 - (1) 休日が3日以上連続するときにおいて、旅行日程の3日以前に用務地へ出発する場合又は旅行日程の3日目以降に用務地から帰任する場合。（旅行日程の初日又は最終日が土日祝祭日となるときはこの号の「3日」を「2日」に読み替えて適用する。）
 - (2) 同一用務地において3日以上の上の休日等を挟む前後に異なる申請に基づく用務がある場合。
 - (3) 意図的に休日に隣接した旅行日程を設定した場合。
 - (4) 旅行者が事前に休日を利用しての出発又は帰任の申し出を行わず、事後に申し出た場合。
12. 上記12に規定する休日を利用しての用務地への出発及び用務地からの帰任の双方とも休日を利用する場合は交通費を支給しない。
13. 上記12に規定する休日を利用しての用務地への出発又は用務地からの帰任に係る交通費が休日を利用しない場合の交通費より高額となるときは、休日を利用しない場合の交通費を上回る額は支給しない。
14. 上記12に規定する休日を利用しての用務地への出発又は用務地からの帰任に伴う用務地での滞在に係る日当及び宿泊費は、これを支給しない。
15. 用務地以外を経由しての用務地への出発又は用務地からの帰任に係る交通費は支給しない。ただし、用務地以外を経由することが、本学と用務地との間の交通経路上合理的な乗り継ぎであるときはこの限りでない。
16. 旅行日程中に自宅等（単身赴任者の留守宅を含む。）に宿泊するときは、宿泊料を

支給しない。

- (1) 用務地近隣に自宅等があり、宿泊するときは出張申請書の備考欄へ記入することとし、宿泊料を支給しないものとする。
- (2) 自宅へ宿泊しているにもかかわらず、申し出がなく宿泊料を受給し、その後自宅への宿泊が明らかになった場合は、旅行者本人の責とし、自宅泊に係る分の宿泊料を全額返還するものとする。

別表第1及び第2関係

1. 鉄道賃

- ・片道が50km以上の場合は、普通急行料金を支給することができる。
- ・片道が100km以上の場合は、特別急行料金を支給することができる。

2. 鉄道賃及び航空賃

- ・「学長が特に必要と認める随行者」とは、学長の随行者として、業務上必要があると学長が認めた者をいう。

3. 日当及び宿泊料

※ 本学における日当及び宿泊料は、国の旅費法における日当、宿泊料の構成要素（食事代、諸雑費、その他）にとらわれず、当該料金に基づき計算された旅費の支給により旅行中の経費が十分に賄われるものと考え設定した。

- ・外国旅費に規定する「A地域」とは、次の都市及び地域をいう。

①指定都市： シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン

②北米地域： 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

③欧州地域： ヨーロッパ大陸の諸国（フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、ドイツ、オランダ、ベルギー、フランス、スイス、オーストリア、イタリア、モナコ、スペイン、ポルトガル、ギリシャ）、アイスランド、アイルランド、イギリス、マルタ、キプロス、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島

④中近東地域： アラビア半島、トルコ、シリア、レバノン、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン、イラク、クウェート、バーレーン、イラン、アフガニスタン並びにそれらの周辺の島しょ

- ・外国旅行における機中泊の場合の日当は、B地域の定額とする。

（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）

4. 赴任に伴う旅費

- ・採用等の発令日1週間以前に住所又は居所の移転があった場合、その移転が赴任に伴う旅行と判断される場合は旅費を支給する。
- ・非常勤職員に対しては、赴任に伴う旅費は支給しない。
- ・外国旅費の移転料を支給する際の「旧住所等又は所在地域」とは、次の地域をい

う。

- ①中南米地域 : メキシコ以南の北アメリカ大陸, 南アメリカ大陸, 西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
- ②アフリカ地域 : アフリカ大陸, マダガスカル, マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島, マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)
- ③北米地域 : 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。), グリーンランド, ハワイ諸島, バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)
- ④欧州地域 : ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン, アルメニア, ウクライナ, ウズベキスタン, カザフスタン, キルギス, グルジア, タジキスタン, トルクメニスタン, ベラルーシ, モルドバ及びロシアを含み, トルコを除く。), アイスランド, アイルランド, 英国, マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島, マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
- ⑤中近東地域 : アラビア半島, トルコ, シリア, レバノン, イスラエル, パレスチナ, ヨルダン, イラク, クウェート, バーレーン, イラン, アフガニスタン並びにそれらの周辺の島しょ
- ⑥大洋州地域 : オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域, ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(ハワイ諸島及びグアムを除く。)
- ⑦アジア地域(中国, 韓国及び本邦を除く。):
アジア大陸(アゼルバイジャン, アルメニア, ウクライナ, ウズベキスタン, カザフスタン, キルギス, グルジア, タジキスタン, トルクメニスタン, ベラルーシ, モルドバ, ロシア及び前号に定める地域を除く。), インドネシア, 東ティモール, フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

5. 扶養親族移転料

- ・赴任を命ぜられた日において胎児であった子についても, 扶養親族とみなす。
- ・赴任旅行の通常経路として航空機利用のところを船舶を利用して移転した場合, 各々の経路を利用した方法で算出した赴任旅費を比較して低額を支給する。

その他

1. 特別の事情により, この要領によりがたい場合は, その都度, 財務を担当する理事又は学長と協議を行うものとする。
2. この要領の改廃については, 財務を担当する理事決裁とする。
3. 琉球大学旅費支給内規(昭和61年4月15日制定)は, 廃止する。

附 則

この要領は, 平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日)

この要領は、平成19年3月29日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年12月1日）

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日）

この要領は、平成21年1月27日から施行し、平成20年12月22日から適用する。

附 則（平成21年8月11日）

この要領は、平成21年8月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。